

県大教職員組合ニュース 第87号

2016 (第9号)

2017年4月6日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会

Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

2016年度 単位組合連絡委員会

開催される！！

1. 日 時 : 2017年3月25日 (土) 13:00~17:00

2. 場 所 : ホテルアヴィーナ大阪

3. 内 容 : 特別報告 「無期転換の準備を進めていますか?

-有期雇用職員の円滑な無期転換のために-

報告者 首都大学東京労働組合

書記長 小林 喜平氏

公大連では、これまで各大学における大学の現状、教育・研究・診療・労働条件の現状について、意見交換し討論を進めてきた。大学組合から斎藤副委員長と丹羽中央執行委員が出席した。法人化されている大学の多くで、非正規職員が増加している傾向にあり、改正された労働契約法の趣旨から逸脱しての雇い止めなどが行なわれようとしている。こうした法人化後の職員と雇用等をめぐり特別報告では、「無期転換の準備を進めていますか?-有期雇用職員の円滑な無期転換のために-」を首都大学東京労働組合書記長、小林喜平氏が報告した。論旨は以下の通りである。

- 小林氏は、改正労働契約法に基づく、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルール(無期転換ルール)が平成25年4

月1日に施行されたが、弊害が出ている大学も多い旨報告された。就業規則の早期改正が望まれているが、効率化と正確さのために本学の事務職員の有期雇用制度を見直すべきだと強く思った次第である。

「大学のガバナンスの強化について」

単組交流では、「大学のガバナンス強化」をテーマに、それぞれの組合より報告がなされた。本学教職員組合では、組合ニュース「第86号」を持参し内部昇任が動いた点及びサバティカル制度の創設について報告した。

- 独法化されると大学の自治が守られなくなるという意見が多くあり、法人化された参加大学の中で唯一独法化されていない名寄市立大学（北海道；名寄市）は、今後も独法化する予定はない旨、報告された。参加した大学では、学長や教授の選出方法等が不透明で多くの問題を抱えているようであった。本学も法人の役割を明確にして、大学のガバナンスの強化が今後の課題であると思った。
- 2018年4月に短大から、4年制に改組される長野県短期大学より、現状の報告があった。独立法人化になることへの不安も大きいようだ。

「組合活動と上部団体」

本学教職員組合は、法人化される前に設立総会を行い結成し、2007年4月1日、静岡県から公立大学法人へ移行時と同時に静岡県公立大学教職員組合としてこれまで団体交渉を行い、大学の教育・研究発展のために活動してきた。毎年3月～4月にかけ教職員の移動があり、新規教員へ組合加入を呼び掛けている。よくある質問は、「組合加入へのメリットは？」である。これまでの組合活動の中で、一番の成果は「入試手当の支給」である。従来、時間外手当で対応していたが、新しい制度として組合が要求し創設された意義は大きい。さらに昨年度の顧問弁護士の契約、平成28年度実績では「内部昇任」が動いた点及び、サバティカル制度の創設など多くの成果を組合は実績として得てきている。これら法人への様々な要求の背景には、同じ公立大学の仲間、公大連を通して有益な情報を得ている点を述べておきたい。即ち組合は、大学の教育・研究を発展させるうえで、教員一人ひとりの声を組織として取り上げ、法人・大学当局へ公的な形で要求することができる唯一労働者のための組織団体と言える。